◎新潟県告示第987号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第１項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

令和４年９月27日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　新潟空港特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

新潟空港周辺地域での銃猟は、航空機の離着陸に危険であり、これを未然に防止するために設定するもの（滑走路への落鳥及び散弾の放置は、航空機の航行に支障を及ぼす恐れがある。）

(2) 区域

新潟市東区下山地内の国道113号松浜橋西詰を起点とし、同国道を西に進み、県道新潟港横越線との交点に至る。ここから同県道を北に進み、市道東１－71号線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、日本海汀線に至る。ここから汀線を東に進み、阿賀野川河口左岸堤防に至る。ここから同堤防を上流に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

430ヘクタール

(4) 存続期間

令和４年11月１日から令和14年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

２　下条川特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

加茂市天神林地内の主要地方道新潟小須戸三条線下条川橋北詰を起点とし、ここから市道東屋敷２号線を南東に進み、市道下条川右岸線との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、国道403号との交点を経て、市道下条川右岸線１号との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、市道下条川右岸線２号との交点に至り、同市道を南東に進み、市道下条川右岸線３号との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、岩清水橋北詰に至り、さらに下条川右岸線堤防を上流方向に進み、一級河川谷川との交点を経て、さらに上流方向に進み、市道高舘線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道中ノ又線１号との交点に至る。ここから同市道を西に進み、市道中ノ又線との交点に至り、同市道を北に進み、県道天神林上条線との交点に至る。ここから同県道を西に進み、長福寺橋南詰に至り、さらに下条川左岸堤防を下流方向に進み、市道下条川左岸線４号との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、市道下条川左岸線３号との交点に至り、同市道を北西に進み、市道下条川左岸線２号との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、国道403号との交点を経て、県道天神林上条線との交点に至る。ここから同県道を北西に進み、市道下条川左岸線との交点に至り、同市道を北西に進み、県道天神林上条線との交点に至る。ここから同県道を北西に進み、新下条川橋南詰に至り、起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

38.4ヘクタール（内水面14.3ヘクタール）

(4) 存続期間

令和４年10月15日から令和14年10月14日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

３　信濃川・大河津分水路分派点特定猟具禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

国道116号大河津橋右岸下流端を起点とし、ここから大河津分水路右岸堤防（蒲原用水路境）を南に進み、国土交通省信濃川大河津資料館に至る。同資料館から市道大川津五千石線を東に進み、本川橋下流端に至る。ここから県道見附分水線を南南東に進み、同県道と交差する排水路に至る。同排水路に沿って南南西に進み、中条新田橋から約120メートル上流の地点に至る。ここから見通し線で西に信濃川を横断し、同河川左岸堤防

上の距離標No.－10に至る。ここから左岸堤防上を北に進み、大河津橋左岸下流端に至る。ここから国道116号を東北東に進んで橋を渡り、起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

165 ヘクタール（内水面　68.8ヘクタール）

(4) 存続期間

令和４年11月15日から令和14年11月14日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

4　浦佐特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

南魚沼市浦佐地内の浦佐大橋西端を起点とし、魚野川左岸堤防を北西（下流）へ進み、南魚沼市浦佐地内の多聞橋手前約90メートルの地点で、市道芹田・北島線との交点に至る。ここから同市道を北に約60メートル進み、一般県道下折立・浦佐停車場線との交点に至る。ここから同一般県道を北東に進んで多聞橋を渡り、魚野川右岸堤防との交点に至る。ここから同堤防を南東（上流）へ進み、浦佐大橋東端に至る。ここから同橋を渡り起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

10.2ヘクタール（内水面　10.2ヘクタール）

(4) 存続期間

令和４年11月１日から令和14年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

5　伊田川特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

南魚沼市塩沢地内の島渡橋西端を起点とし、伊田川左岸堤防を北東（下流）へ進み、樋渡橋西端を経て南魚沼市島新田地内の「たけしまばし」北端に至る。ここから「たけしまばし」を渡って伊田川右岸堤防を南西（上流）に向かって進み、樋渡橋東端を経て、島渡橋東端に至る。ここから同橋を渡って起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

1.6ヘクタール（内水面　1.6ヘクタール）

(4) 存続期間

令和４年11月１日から令和14年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

6　北鯖石小学校特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

付近小学校の静謐を確保するため

(2) 区域

柏崎市中田地内の主要地方道柏崎・小国線と一般県道荒浜・中田線の交点を起点とし、ここから同主要地方道を西に進み市道10－49号線との交点に至る。ここから同市道を北へ進み市道10－208号線との交点に至る。ここから同市道を東へ進み市道10－５号線との交点に至る。ここから同市道を南に50メートルほど進み、市道11－52号線との交点に至る。ここから同市道を東へ進み元治橋を渡り、一般県道荒浜・中田線との交点に至る。ここから同県道を南に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

120ヘクタール

(4) 存続期間

令和４年11月１日から令和14年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

7　谷内池特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

上越市三和区島倉地内の県道上越安塚浦川原線と市道島倉神田本郷線との交点を起点とし、ここから同県道を北西に進み市道井ノ口錦線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み市道島倉神田本郷線に至る。ここから同市道を南に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

13.1ヘクタール

(4) 存続期間

令和４年11月１日から令和14年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

8　関山演習場特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

妙高市関山字武蔵野地区と上越市中郷区稲荷山新田字上川原地内との境界の片貝川武蔵野橋を起点とし、ここから同河川を西（上流）に進み、砂防ダム、ベイリー橋を経てさらに西（上流）に進み、陸上自衛隊関山演習場境界が片貝川から南西へ分岐する地点に至る。ここから同境界線に沿って南西に進み、片貝川との交点に至る。ここから同河川を西（上流）へ進み、同河川が３つに分割する地点に至る。同地点から見通し線で北北西に約350メートル進み、三角点（標高892.7メートル）（一本木）に至る。同三角点から、陸上自衛隊関山演習場の境界（西北西に向かって直線に伸びる。）に沿って見通し線で西北西に約2,280メートル進み、三角点（標高1,091.1メートル）（茶臼岳）に至る。同三角点から、陸上自衛隊関山演習場の境界（北東に向かって直線に伸びる。）に沿って見通し線で北東に約2,080メートル進み、途中で澄川を横断し悪水川との交点に至る。ここから同河川に沿って南東（下流）に進み、上越市中郷区地内に入り矢代川に至る。ここから同河川を東（下流）に進み、上越エネルギーサービス（株）矢代川第三発電所付近で同河川が北東に折れるため、そのまま同河川に沿って北東に進み、上越エネルギーサービス（株）矢代川第二発電所からの同社管理道路の橋に至る。ここから同管理道路を東に進み、市道菅沼発電所線に至り、ここから同市道を北東に進む。（あわせて陸上自衛隊関山演習場の境界を進むことになる。）ここから同境界に沿って南に進み、十三石川、ウド川を横断する。ウド川を横断した後に、陸上自衛隊関山演習場の境界が東に折れるため、そのまま同境界に沿って東に進む。さらに同境界を東に進み市道元屋敷八方線との交点に至り、ここから同市道を東に進み、中郷区関川地内で県道関山中郷線との交点に至る。ここから同県道を南に進み起点と結ぶ内部一円の区域及び陸上自衛隊関山演習場旭Ｂ地区とする。

(3) 面積

2,121.7ヘクタール

(4) 存続期間

令和４年11月１日から令和14年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

9　妙高特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

妙高市関山地内の県道妙高高原公園線と妙高カントリークラブ別荘地管理道路の一番下の道との交点を起点とし、ここから同県道を北東に進み、市道坂口柏木原線との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、小野沢川との交点に至る。ここから大洞原地区の畑作地と国立妙高少年自然の家の敷地境界の杉並木に沿って南に進み、市道坂口五最線との交点に至る。ここから大田切川第３号砂防堰堤まで直線で結んだ線を南下して大田切川に至る。ここから同河川左岸を上流に進み、妙高カントリークラブ別荘地管理道路の一番下の道を大田切川まで南方向へ延伸した地点に至る。ここから延伸元の妙高カントリークラブ別荘地管理道路の

一番下の道に至る。ここから同管理道路を北に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

116ヘクタール

(4) 存続期間

令和４年11月１日から令和14年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器